

## 一般社団法人 日本女性心身医学会 優秀論文賞規定

### 第1条 名称

本賞は、一般社団法人 日本女性心身医学会「優秀論文賞」と称する。

### 第2条 目的

本賞は、「女性心身医学」に投稿された各年度の論文の中から、優れた内容を有するものを選んで授与するものであり、女性心身医学に係る会員の研究を奨励し、この分野の発展に寄与することを目的とする。

### 第3条 対象者

本賞の選考は、次の条件を満たす者を対象とする。

- (1) 本学会の会員であること。
- (2) 過去に本賞の受賞経験がないこと。
- (3) 論文内容について他誌に未投稿であること。
- (4) 著者からの応募が確認された論文であること。

### 第4条 選考方法

本賞は、以下の過程を経て選考される。

- (1) 「女性心身医学」に投稿された、各年度ごとの応募論文の中から若干数の論文を候補とする。具体的には、査読者が最終査読時に応募論文の評価を行い、それを参考に各論文担当の編集委員が総合評価を行う。さらに、年度末（第3号発刊終了後）に、編集委員会で、高評価論文2～3編を、優秀論文賞候補として選出する。
- (2) 学会理事および評議員の中から8名の優秀

論文賞選考委員を選出する。

選考委員は編集委員会で選出される。選考委員の任期は2年とし、再任は妨げない。8人の選考委員の中からさらに、候補論文に関して適切と考えられる選考委員2名を編集委員会で選出し、そこに次期学術集會会長を加えて、計3名を当該年度の優秀論文賞選考委員とし、優秀論文賞1編を決定する。

- (3) 編集委員長は、優秀論文賞の選定結果について、理事長に報告して承認を得る。  
なお、受賞者には、次年度学術集會において賞状ならびに副賞を授与する。  
副賞は100,000円とする。
- (4) 編集委員会もしくは選考委員会において、当該年度に、優秀論文賞にふさわしい論文なしと判断した場合は、優秀論文賞該当なしとする。

### 第5条 会言

本賞選考にかかわる費用については、一般会計から拠出する。

### 第6条 改廃

この規定の改廃は、理事会の議を経なければならない。

---

### 附則

1. この規則は、2017年7月29日から施行する。